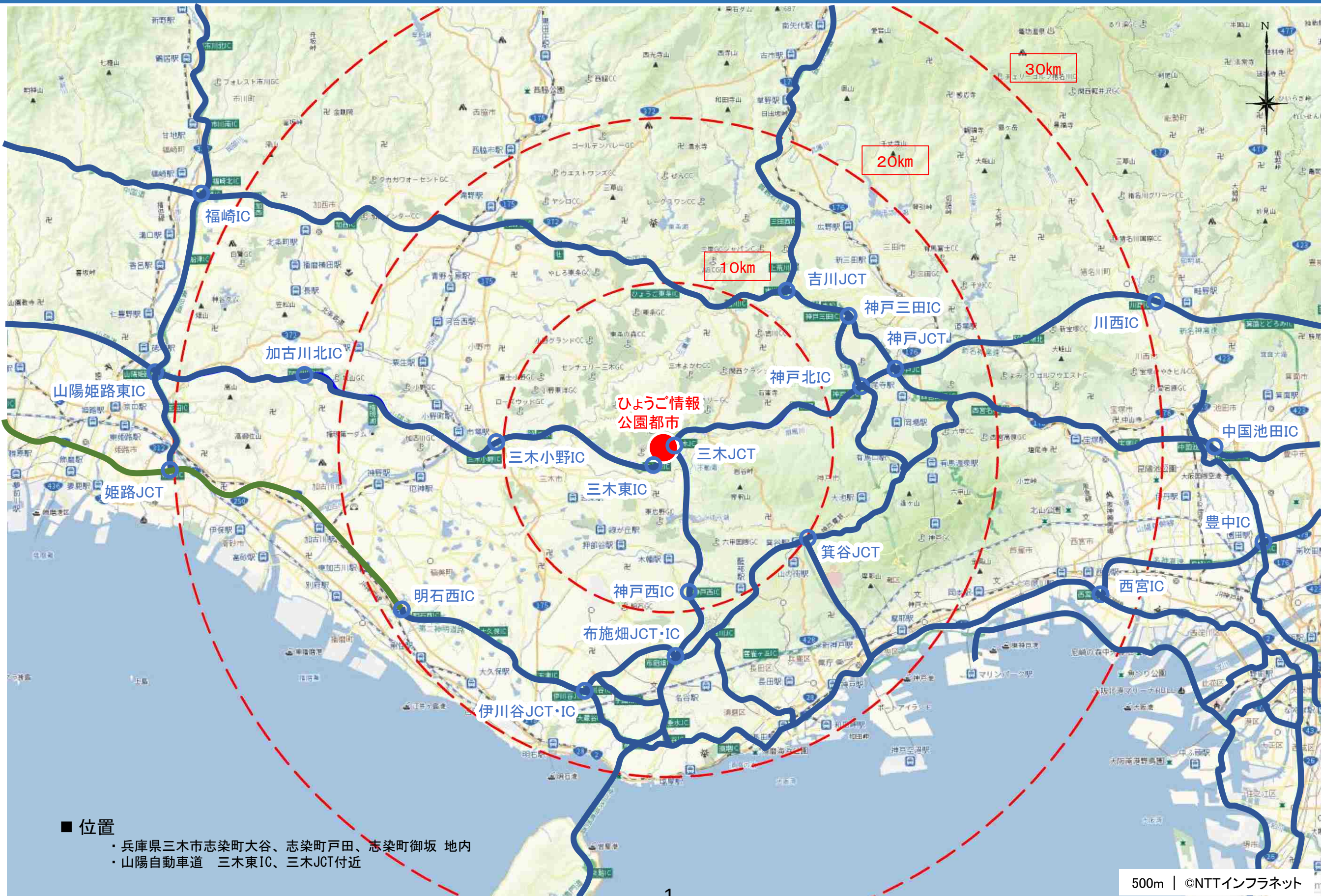


- ・ひょうご情報公園都市 全体概要
- ・ひょうご情報公園都市(第2期) 概要(現況)
- ・ひょうご情報公園都市(第2期) 地質調査結果

令和 6年 8月

兵庫県企業庁 地域整備振興課

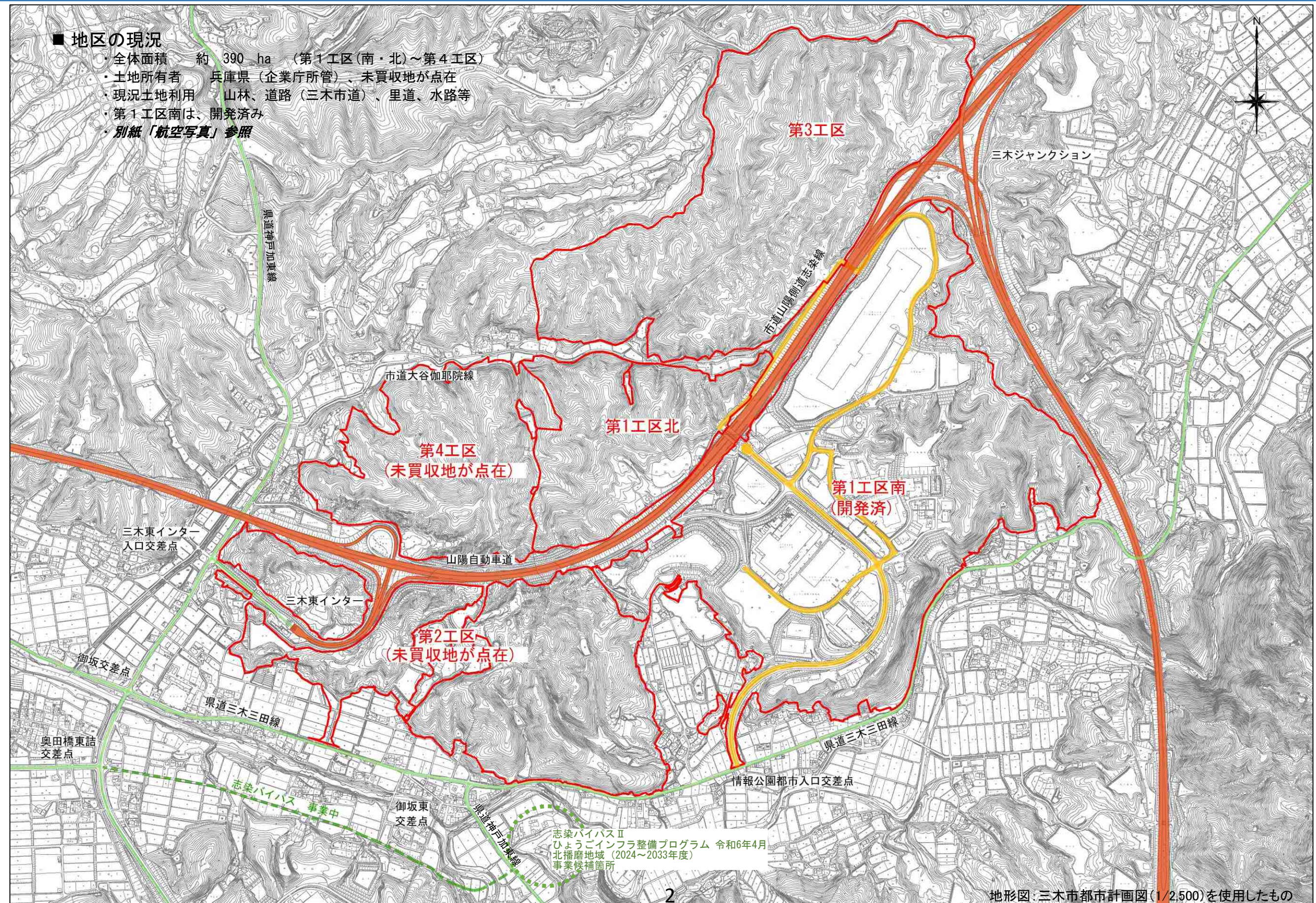
ひょうご情報公園都市 全体概要:位置図



ひょうご情報公園都市 全体概要：箇所図(S=1/12,000 A3)

■ 地区の現況

- ・ 全体面積 約 390 ha (第1工区(南・北)～第4工区)
- ・ 土地所有者 兵庫県(企業庁所管)、未買収地が点在
- ・ 現況土地利用 山林、道路(三木市道)、里道、水路等
- ・ 第1工区南は、開発済み
- ・ 別紙「航空写真」参照



ひょうご情報公園都市 全体概要：航空写真(S=1/12,000 A3)



ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:現況・法規制

■ 開発検討区域 (第2期エリア)

- ・面積 約 121 ha (第3工区、第1工区北)
- ・土地所有者 兵庫県(企業庁所管)
- ・現況土地利用 山林、道路(三木市道)、里道、水路
- ・都市計画 市街化調整区域
(市街化区域編入は、産業団地開発の方針決定後、所管課と協議を進める)
- ・別紙「現況図」「航空写真」「都市計画図」参照

■ 社会基盤施設の整備状況

- 【道路】
- ・開発検討区域は、山陽自動車道 三木東ICから東約4kmに位置し、山陽自動車道側道(三木市道)に隣接する
 - ・周辺では、県道三木三田線において志染バイパス事業を実施中
 - ・市道大谷伽耶院線は行き止まり
 - ・別紙「周辺道路現況図」参照

- 【上水道】
- ・三木市志染町の「東部配水池」からひょうご情報公園都市第1工区南「低区配水池」まで送水
 - ・ひょうご情報公園都市全体の総水量は、5,200m³/日で計画
 - ・現在、低区配水池から第1工区南へ約2,900m³/日を送水(最大3,700m³/日送水可能)
 - ・別紙「上水道現況図」参照

- 【下水道】
- ・第1工区南は、三木市公共下水道が整備済み
 - ・別紙「下水道(汚水)現況図」参照

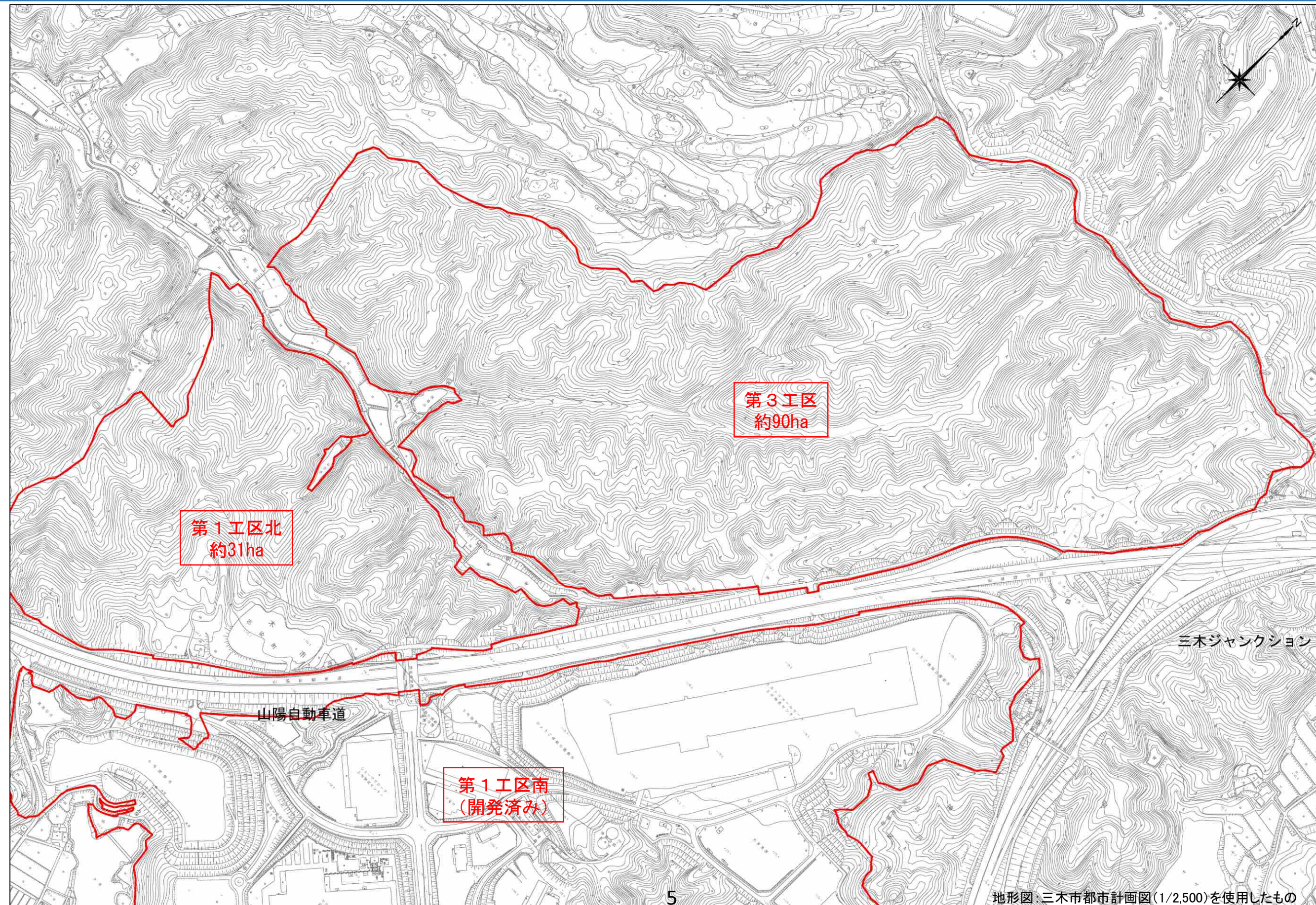
- 【電気】
- ・高圧(6,600V)、特別高圧(22,000V)については、開発時期より供給可能
(供給にかかる詳細工期、工事費負担金については、関西電力送配電株式会社と要協議)

- 【ガス】
- ・ひょうご情報公園都市の第1工区南(開発済み)へは、都市ガス(中圧B、低圧)を供給している

■ 法規制状況

	法令	対象	該当
1	都市計画法※ (計画変更)		○
2	都市計画法 (開発許可協議)	開発面積1000㎡以上の開発行為	○
3	総合治水条例	1haを超える開発行為	○
4	宅地造成及び特定盛土等規制法	盛土規制法(旧宅造法)区域内での宅地造成に関する工事(2mを超える崖を生ずる切土または1mを超える崖を生ずる盛土または切土・盛土する土地の面積が500㎡を超えるもの) ※注 令和7年4月に指定(公示)予定の規制区域(案)について県HPIにて公表(R6.7)。 三木市は全域が候補区域に設定。	不要 (※注)
5	土壤汚染対策法	土地の形質の変更部分(切土+盛土)の投影面積が3000㎡以上となる事業	○
6	文化財保護法	掘削、盛土、工作物の設置(包蔵地)	協議済
7	文化財保護法 (事前協議)	掘削、盛土、工作物の設置(包蔵地以外)	協議済
8	三木市開発指導要綱	(国又は地方公共団体が行なう事業は対象外)	
9	三木市環境保全条例	(国又は地方公共団体が行なう事業は対象外)	
10	河川法 (一級、二級河川)	河川工事の施工、占用等	不要
11	三木市法定外公共物管理条例	工事の施工、占用等	○
12	道路法	道路工事の施工、占用等	○
13	道路交通法※	交差点協議、道路標示の設置、改築等	○
14	砂防法	伐採、土地の形質の変更等	○
15	砂防法(大谷川)	砂防河川工事の施工、占用等	○
16	地すべり等防止法	のり切り又は切土、工作物の新築又は改築等	不要
17	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	のり切り又は切土、工作物の新築又は改築等	不要
18	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池において掘削、盛土、竹木の植栽等保全に影響を及ぼすおそれのある行為	○
19	森林法 (林地開発)	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為 防災工事を施工する場合	○
20	森林法 (伐採届)	地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採	○
21	森林法 (保安林)	保安林の伐採	不要
22	緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)	環境形成区域(1号区域)での1000㎡以上の開発行為	不要
23	景観法	開発行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5メートルかつ長さが10メートル	○

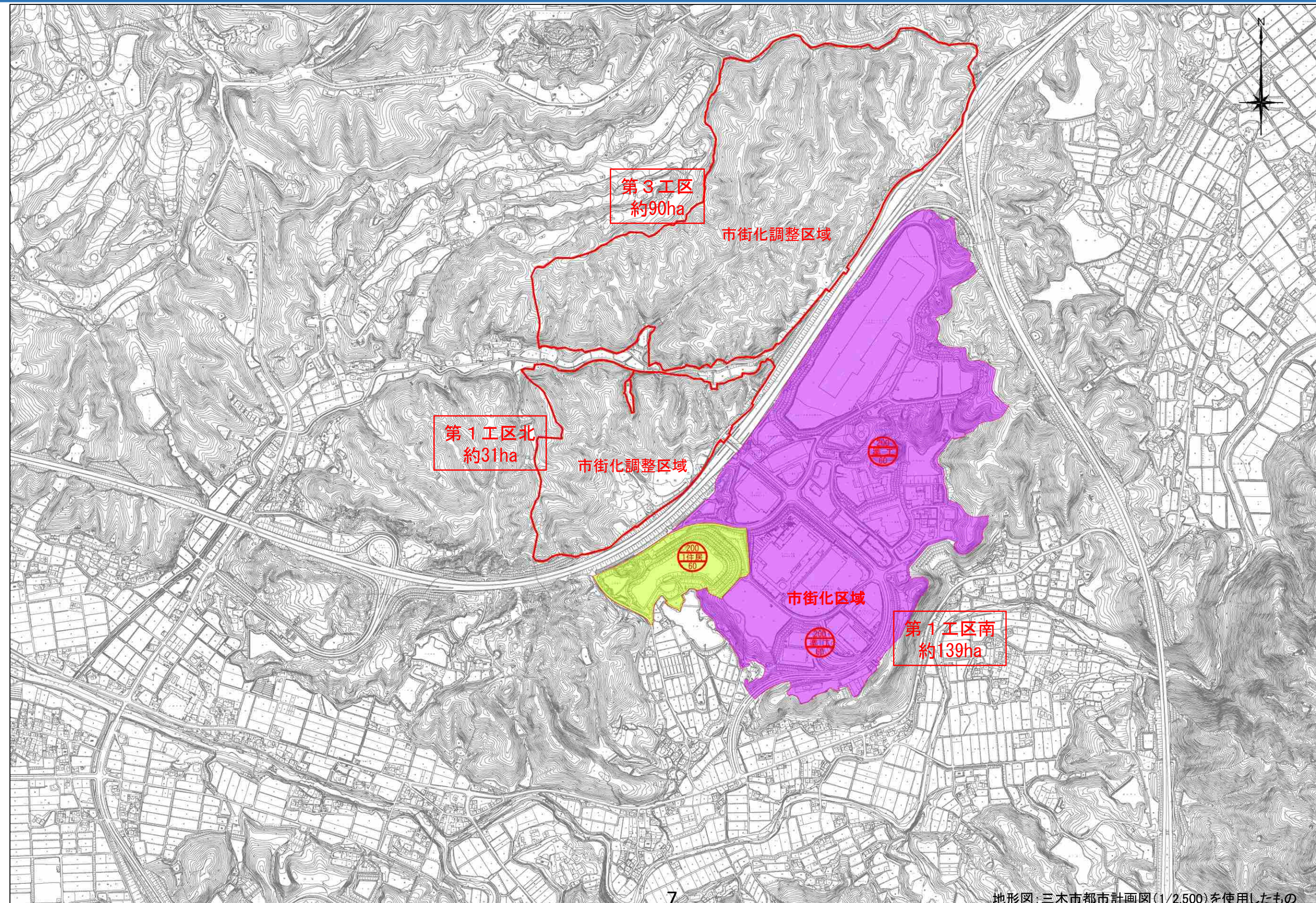
ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:現況図(S=1/6,000 A3)



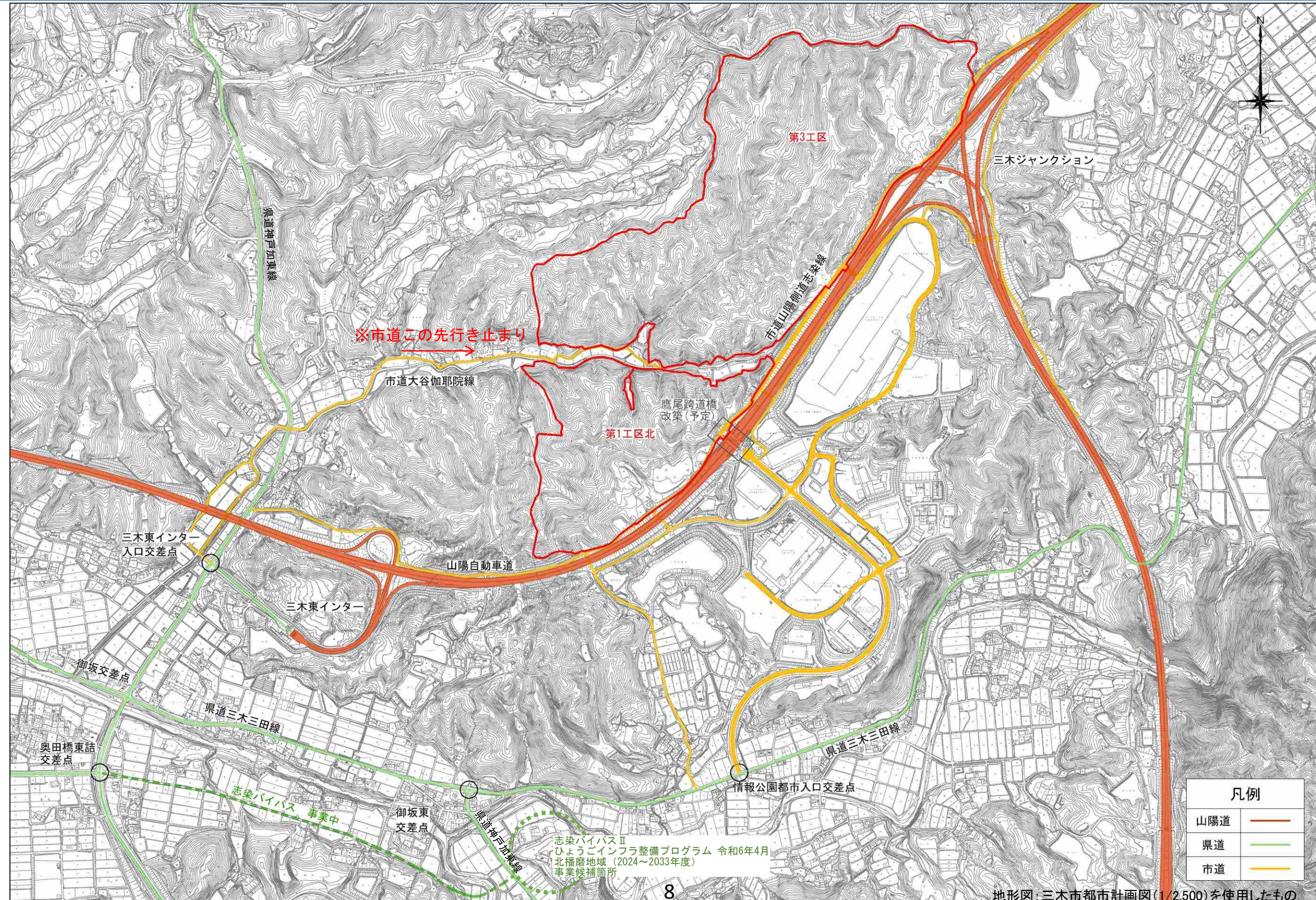
ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:航空写真(S=1/6,000 A3)



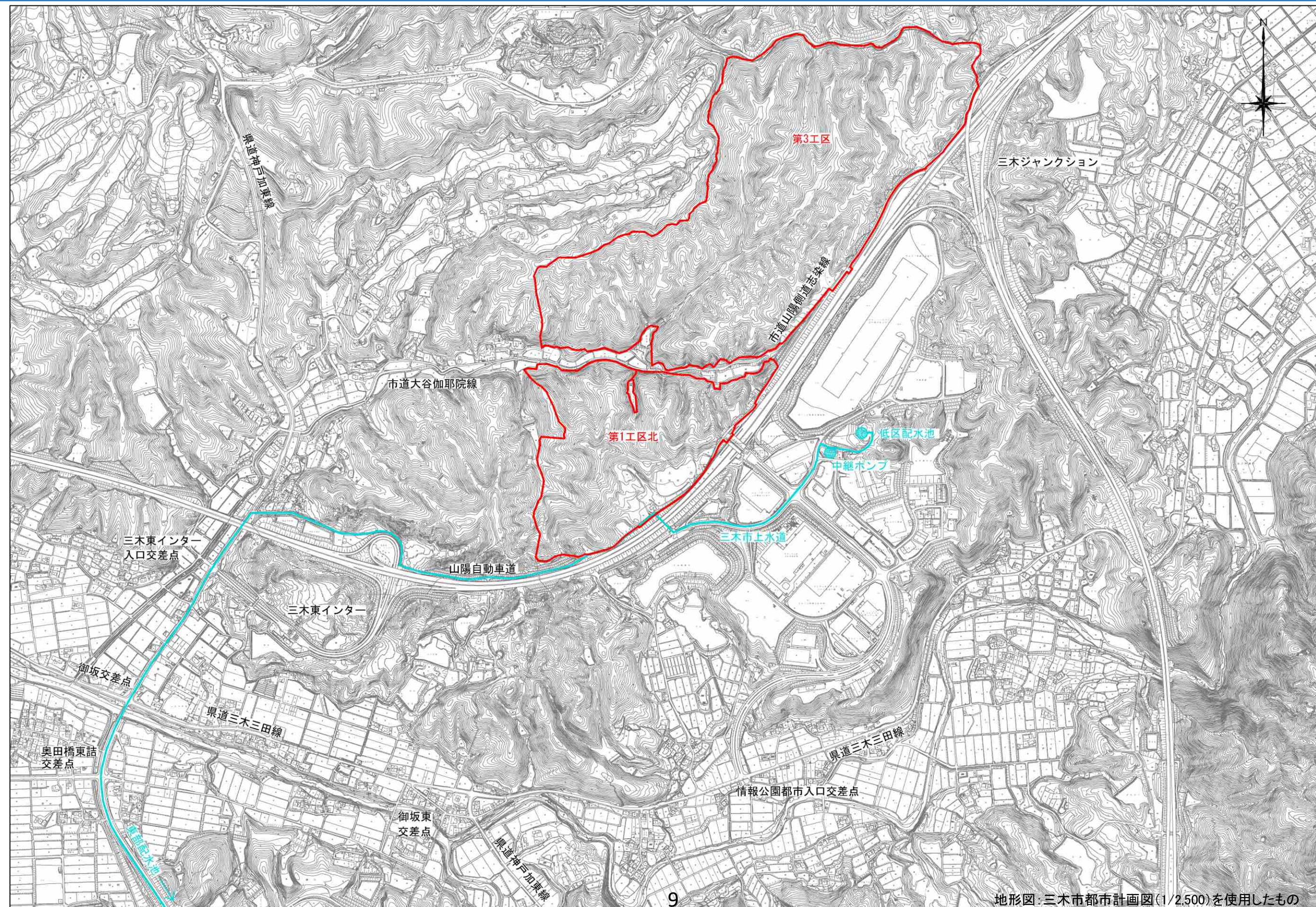
ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:都市計画図(S=1/12,000 A3)



ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:周辺道路現況図(S=1/12,000 A3)



ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:上水道現況図 (S=1/12,000 A3)



ひょうご情報公園都市(第2期) 概要:下水道(汚水)現況図 (S=1/12,000 A3)

